

## 田原市における空家等対策に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、田原市内における空家等対策に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携し、及び協力し、田原市内の空家等対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心な街づくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において使用する用語の例による。

### （業務）

第3条 甲は、田原市内にある空家等の所有者等から空家等に関する相談を受けた場合で、相談内容が司法書士業務に関わるものであるときは、乙を紹介するものとし、乙は登記相談、司法書士の紹介等の協力を行うものとする。

2 乙は、甲が田原市内にある空家等の所有者等の特定が困難な場合は、相続人の調査、相続財産管理人の選任等に関する司法書士の紹介等の協力を行うものとする。

3 甲が行う空家等の適正管理及び空家等発生予防のための啓発活動について、乙は協力を行うものとする。

4 乙は、その専門的知識を生かし、甲が抱える具体的な事例について助言を行うものとする。

### （連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

### （費用等）

第5条 甲及び乙は、第3条に規定する業務の内容、日時、場所、態様、委託料、実費等の詳細について、別に協議する。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更の申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後もこの例による。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月27日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1  
田原市  
田原市長 山下 政良

乙 愛知県名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号  
愛知県司法書士会  
会長 和田 博恭